

# 利用者のために

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

農業物価統計調査（以下「調査」という。）は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成することにより、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的としている。

### (2) 調査の沿革

農業物価統計調査の前身となる農村物価調査は、昭和12年に帝国農会で開始され、全国農学会での実施を経て、昭和23年に農林水産省に移管された。

現行の農業物価指数に接続しうる調査体系が整備されたのは昭和26年度結果からである。

その後、指数の基準年次を更新する「基準改定」を昭和32年度に行い、昭和35年度以降は5年ごとに行っている。

基準改定時には、農業の生産構造の変化等を的確に指数に反映させるため、指数採用品目やウエイトの見直しを行っている。

なお、直近の基準改定における主な改定内容は次のとおりである。

ア 平成7年基準改定では、指数の算出期間を年度（当年4月から翌年3月まで）から暦年（1月から12月まで）に変更した。

イ 平成12年基準改定では、生活資材価格指数を廃止し、指数の概念を「農村における景気及び物価水準の変動を測定する物価指数」から「農業における投入・産出の物価変動を測定する物価指数」に改め、「農村物価指数」の名称は「農業物価指数」へ改称した。また、農産物価格指数の月別の総合指数及び類別指数の算出に当たっては、類別ウエイト及び品目別ウエイトを月別に変動させず固定して算出する方式から、類別ウエイトを固定し、類内の品目別ウエイトを月別に変動させて算出する方式に変更した。

ウ 平成17年基準改定では、農業臨時雇賃金指数を廃止した。また、農業生産資材価格指数のガソリン、灯油、ホース、パーソナルコンピューター及び塗料については、消費者物価指数（総務省）の公表値を利用することとした。

エ 平成22年基準改定及び平成27年基準改定では、調査体系の見直しは行わず、これまでの基準改定に準じて、指数の基準時の変更、指数採用品目の見直し及びウエイトの変更を行った。

なお、平成27年基準改定においてホースの指数を再作成するとともに、塗料を調査品目から削除した。

オ 令和2年基準改定では、指数の基準時の変更、調査品目の見直しに加え、類別ウエイトの基礎データを農業経営統計調査経営形態別経営統計の個別経営体の平均値から全農業経営体の平均値に変更した。

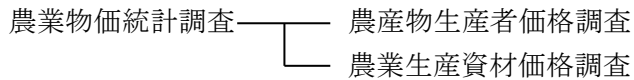
### (3) 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

### (4) 調査の機構

調査は、農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

(5) 調査の体系



(6) 調査の対象（選定方法）

ア 農産物生産者価格調査

(ア) 調査都道府県

調査品目ごとに令和元年及び令和2年の作物統計調査、畜産物流通調査等の結果を用い、当該品目の出荷量の多い都道府県から順次加算し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%以上となる都道府県とした。

(イ) 調査市町村

調査品目ごとに令和元年及び令和2年の農林水産関係市町村別統計等の結果を用い、調査都道府県別に当該品目の出荷量の多い市町村から順次加算し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量のおおむね80%までの市町村を選定した。ただし、市町村別の出荷量を把握することが困難な調査品目については、関係団体への聞き取りによる情報を参考に、都道府県内の当該調査品目の農産物価格を最も正確に調査しうる市町村を有意に選定した。なお、選定される市町村が7市町村以上となる場合は、出荷量の多い順に6市町村を選定した。

(ウ) 調査対象

調査品目ごとに各調査市町村に所在する農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）の中から、当該品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該市町村における代表的な農産物の価格を最も正確に調査しうる農産物出荷団体等を有意に選定した。ただし、都道府県内の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるように出荷団体等を選定した。

イ 農業生産資材価格調査

(ア) 調査都道府県

調査品目ごとに出回りがある都道府県とした。

(イ) 調査対象

調査品目ごとに各調査都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該都道府県における代表的な農業生産資材の価格を最も正確に調査しうる小売店等を有意に選定した。ただし、全国の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるように事業所を選定した。

(7) 調査期間

本調査における調査期間は令和5年1月から12月までであり、調査種類ごとに次のとおりとした。

ア 農産物生産者価格調査

(ア) 調査月

原則、毎年1月から12月までとし、出回り月が限られている調査品目（以下「季節調査品目」という。）については、調査品目ごとに令和元年及び令和2年の出荷量の多い月か

ら順次加算し、累積出荷量が年間出荷量の80%以上となるまでの月とした。

(イ) 調査日

野菜については、毎月5日現在及び15日現在、野菜以外の農産物については、毎月15日現在を調査日とした。ただし、各調査日において調査不可能な場合には、各調査日になるべく接近した調査が可能な日を調査日とした。

イ 農業生産資材価格調査

(ア) 調査月

原則、毎年1月から12月までとし、季節調査品目については、基準時（令和2年）の当該品目の出回り期間を考慮し定めた。

(イ) 調査日

毎月15日現在を調査日とした。ただし、調査日において調査不可能な場合には、調査日になるべく接近した調査が可能な日を調査日とした。

(8) 調査事項（項目）

ア 農産物生産者価格調査

(ア) 調査品目

調査品目は、令和2年農業総産出額に占める当該品目の産出額が1,000分の1以上の品目及び行政施策上重要な品目（計122品目）とした。

(イ) 調査銘柄

調査銘柄は、全国的な取引量を基に品目における代表性、調査の継続性等を考慮して指定した。

(ウ) 調査単位

調査単位は、各調査品目の全国を通じた通常取引単位等を考慮して定めた。

(エ) 調査価格

調査価格は、農業経営体が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）から出荷・販売に要した経費（消費税を含む。）を控除した価格である。また、分離が困難な生乳等一部の品目については、補給金等を含めている。

イ 農業生産資材価格調査

(ア) 調査品目

調査品目は、農業経営において使用割合が高い品目及び行政施策上重要な品目（計169品目）とし、このうち、ガソリン、灯油及びパーソナルコンピューターの3品目については、消費者物価指数（総務省）の公表値を利用した。

(イ) 調査銘柄及び調査単位

調査銘柄及び調査単位は、農産物生産者価格調査に準じて定めた。

(ウ) 調査価格

調査価格は、農業経営体が購入する農業生産資材を販売する小売店等で実際に販売される平常の価格（消費税を含む。）である。したがって、大量購入等による値引きを対象としない価格とする。

(9) 調査票の配布・回収期間

ア 調査票の配布

年1回又は数回に分けて調査期日前に配布した。

イ 調査票の回収

調査日が属する月の末日までに回収した。

なお、農産物生産者価格調査のうち米、麦、大豆等の販売価格については、調査日が属する月の15日までに概算払いの金額を把握するとともに、調査翌年の6月末日までにその後の精算払いの金額を把握する。

また、調査日が属する月の翌月末までに公表している概数値においては、回収できなかった調査票について、調査票が回収できた同一都道府県等における他の調査対象の前年同月比等を用いて調査価格を補完しているが、調査翌年の6月末までに当該調査票を回収し、当該月の報告値に組み入れて再計算を行った。

## (10) 調査方法

民間事業者及び民間事業者が確保した調査員（以下「調査員」という。）が調査対象に聞き取りを行う他計調査又は調査対象が記入した調査票を調査員が回収する若しくは郵送、オンライン若しくはFAXにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、精算払いの金額を把握する必要がある調査品目にあつては、民間事業者又は調査員が電話等の方法により把握を行った。

## 2 調査結果の取りまとめ方法

### (1) 集計方法

本調査の集計は、調査都道府県別平均価格にあつては、民間事業者において集計し、全国平均価格及び価格指数にあつては、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において集計した。詳細は次のとおりである。

#### ア 調査対象数

|            | 調査対象数<br>① | 回答数<br>② | 回答率<br>②÷①×100 |
|------------|------------|----------|----------------|
|            | 客体         | 客体       | %              |
| 農産物生産者価格調査 | 1,717      | 1,717    | 100.0          |
| 農業生産資材価格調査 | 1,421      | 1,421    | 100.0          |

#### イ 平均価格の算出方法

##### (ア) 農産物生産者価格調査

指数採用品目の平均価格は、月別及び年別にそれぞれ次の方法により算出した。また、指数採用品目以外で行政施策上重要な品目の平均価格は単純平均により算出した。

##### a 全国月平均価格

全国月平均価格は、調査都道府県別月平均価格（単純平均）に令和元年及び令和2年の該当月の都道府県別出荷量をウェイトとした加重平均により算出した。

##### b 全国年平均価格

全国年平均価格は、全国月平均価格に令和元年及び令和2年の全国の月別出荷量をウェイトとした加重平均により算出した。

##### (イ) 農業生産資材価格調査

##### a 全国月平均価格

全国月平均価格は、調査都道府県別月平均価格の単純平均により算出した。

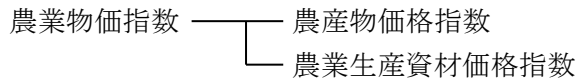
##### b 全国年平均価格

全国年平均価格は、全国月平均価格の単純平均により算出した。

#### ウ 指数の作成方法

(ア) 指数の編成

指数の編成は、次のとおりである。



(イ) 類区分

類区分は、農産物価格指数を10大分類、農業生産資材価格指数を12大分類とした。

(ウ) 指数採用品目

指数に採用する品目は、農産物を112品目、農業生産資材を150品目とした。

(エ) ウェイト

総合（類別）価格指数の算出に用いるウェイトは、次のとおりである。

a 年平均価格指数の算出に用いるウェイト

年平均価格指数の算出に用いる類別のウェイトは、令和 2 年農業経営統計調査経営形態別経営統計（全農業経営体）結果による全国 1 農業経営体当たり平均を用いて、農産物については農業粗収益から作成し、農業生産資材については農業経営費から作成した。

類内の個々の品目のウェイトについては、令和 2 年農業産出額における品目別の産出額等を補完情報として類内の品目別構成割合を用いて類別のウェイトを配分して算出した。

b 月別価格指数の算出に用いるウェイト

(a) 農産物

農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、次の方法により作成した。

なお、具体的な農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトについては、統計表の 1 農産物 (8) 品目別ウェイトを参照。

i 類別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じて固定したものとした。

ii 品目別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いる品目別のウェイトを全国年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウェイトの比率に応じて月別に配分した値を基に、月ごとの類別ウェイトを品目別に配分して算出した。

なお、「麦」、「雑穀」及び「豆」については、それぞれの類に属する全ての品目で調査を行わない（出回りのない）期間があるが、その期間も類別価格指数を算出する必要があるため、当該期間の品目別ウェイトには年平均価格指数の算出に用いるウェイトを使用した。

(b) 農業生産資材

農業生産資材の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、季節調査品目を含め年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じて固定して使用した。

なお、具体的な農業生産資材の月別価格指数の算出に用いるウェイトについては、統計表の 2 農業生産資材 (8) 品目別ウェイトを参照。

(オ) 基準時及び基準時価格

a 基準時

基準時は、令和 2 年（暦年）の 1 か年とした。

b 基準時価格

基準時価格は、農業物価統計調査による令和 2 年の年平均価格とした。

(カ) 算式

指数の算式は、ラスパイレス式（基準時加重相対法算式）とした。

a 月別価格指数（全国）

(a) 品目別価格指数

$$I_{t u i} = \frac{P_{t u i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t u i}$ …t年u月におけるi品目の価格指数  
 $P_{t u i}$ …t年u月におけるi品目の価格  
 $P_{0 i}$ …i品目の基準時価格

注：調査対象等の変更があった場合は、その影響を踏まえ基準時価格を変更し指数を算出した。

(b) 総合（類別）価格指数

$$I_{t u} = \frac{\sum_i I_{t u i} \cdot W_{u i}}{\sum_i W_{u i}}$$

$I_{t u}$ …t年u月における総合（類別）価格指数  
 $W_{u i}$ …u月i品目のウェイト  
 （季節調査品目については、「(キ) 月別総合（類別）価格指数の算出における季節調査品目の取扱い」参照）

b 年平均価格指数（全国）

(a) 品目別価格指数

$$I_{t i} = \frac{P_{t i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t i}$ …t年におけるi品目の価格指数  
 $P_{t i}$ …t年におけるi品目の価格

(b) 総合（類別）価格指数

$$I_t = \frac{\sum_i I_{t i} \cdot W_i}{\sum_i W_i}$$

$I_t$ …t年における総合（類別）価格指数  
 $W_i$ …i品目のウェイト

(キ) 月別総合（類別）価格指数の算出における季節調査品目の取扱い

季節調査品目については、調査品目ごとに出回り期間内の月の価格のみを調査することとし、出回りのない月は、次のように一部の品目で保合処理を行った。

a 農産物価格指数

調査品目ごとに出回りのない月はウェイトが0となるため指数計算から除外した。

ただし、「麦」、「雑穀」及び「豆」は、調査品目ごとに、直近の出回り期間の月別価格指数と年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウェイトの加重平均により算出した価格指数を、それぞれ出回りのない期間（麦：11月から5月まで、雑穀：1月から8月まで、豆：8月から9月まで）に当てはめて、保合することとした。

b 農業生産資材価格指数

「種苗及び苗木」に属する品目については、品目ごとに直近の出回り期間の月別価格指数を単純平均した指数、「賃借料及び料金」に属する品目については、直近の出回り期間の最終月の指数を、それぞれ出回りのない期間に当てはめて、保合することとした。

(2) 新旧指数の接続

新旧指数の接続は、時系列比較が可能となるように基準改定の度に、総合、類及び品目ごと

に、各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均価格指数で除することにより行った。

したがって、令和2年基準以前の各基準年を100とする指数については、その後の基準改定の度に、このような接続を繰り返すことになる。

接続の度に端数処理を行うと誤差が大きくなることから、令和2年を100とした指数になるまで端数処理せずに計算し、最後の段階で端数処理を行う。

（例）平成27年基準指数を令和2年基準指数に接続する場合

$$\text{令和2年基準接続指数} = \text{平成27年基準の価格指数} \div \frac{\text{平成27年基準の令和2年平均価格指数}}{\text{令和2年基準の令和2年平均価格指数} (=100)}$$

↓

リンク係数

（例）平成22年基準指数を令和2年基準指数に接続する場合

$$\text{令和2年基準接続指数} = \text{平成22年基準の価格指数} \div \frac{\text{平成22年基準の平成27年平均価格指数}}{\text{平成27年基準の平成27年平均価格指数} (=100)} \div \frac{\text{平成27年基準の令和2年平均価格指数}}{\text{令和2年基準の令和2年平均価格指数} (=100)}$$

↓

リンク係数

### (3) 調査の精度

本調査は、有意選定による調査であるため、実績精度の算出は行っていない。

## 3 用語の解説

### (1) 農産物価格指数

農業経営体が販売する個々の農産物の生産者価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに10の類別にまとめて作成した。

### (2) 農業生産資材価格指数

農業経営体が購入する農業生産に必要な個々の資材の小売価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに12の類別にまとめて作成した。

### (3) 騰落率

当月の指数が前月又は前年同月に比べて、当年の指数が前年に比べて、どれだけ変動したかを表すものである。計算式は次のとおりである。

$$\text{対前月又は対前年同月騰落率(\%)} = \frac{\text{当月の指数} - \text{前月又は前年同月の指数}}{\text{前月又は前年同月の指数}} \times 100$$

$$\text{対前年騰落率(\%)} = \frac{\text{当年の指数} - \text{前年の指数}}{\text{前年の指数}} \times 100$$

### (4) 寄与度

価格指数（総合）の動きに対して、内訳項目がどれだけ影響したかを表すものである。計算式は、次のとおりである。

$$\text{寄与度(\%)} = \frac{(\text{当月の当該内訳の指数} - \text{前年同月の当該内訳の指数}) \times \text{当該内訳のウェイト}}{\text{前年同月の価格指数(総合)} \times \text{総合のウェイト}} \times 100$$

#### (5) 農業交易条件指数

農産物と農業生産資材の相対的な関係の変化を示すものとして使用されており、農業生産資材価格指数（総合）に対する農産物価格指数（総合）の比率として算出する。

### 4 基準改定

農業物価指数の基準時については、他の経済指標と同様に、指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づき更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年としている。

平成27年基準から令和2年基準への改定に当たっては、次の変更を行った。

#### (1) 調査品目の追加・削除

農家の高収益作物への転換の動き等を把握する必要があることから、近年、消費者の簡便性志向から増加するシャインマスカットやミニトマト等を追加し、農業産出額に占めるシェアの低い一部花き等を削除した。

詳細は図1を参照のこと。

図1 調査品目の追加・削除

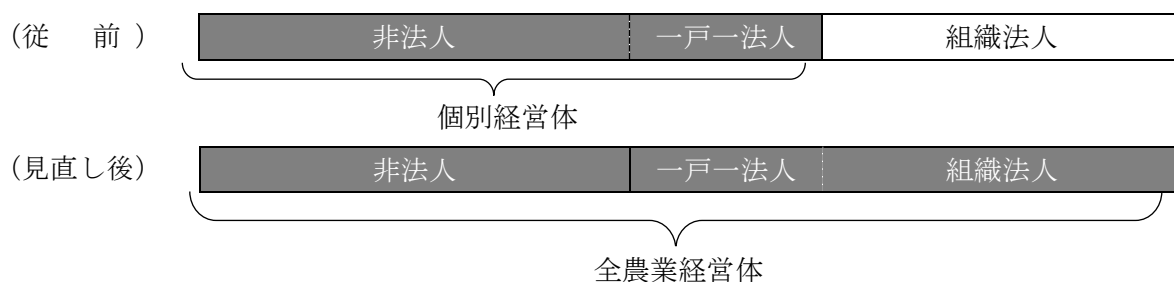
|              |   |  |        |                         |
|--------------|---|--|--------|-------------------------|
| 平成27年基準調査品目群 | + |  | 果実     | 西洋なし                    |
|              |   |  |        | シャインマスカット               |
|              | + |  | 農産物    | ミニトマト                   |
|              |   |  |        | みょうが                    |
|              |   |  |        | 生しいたけ                   |
|              |   |  |        | ぶなしめじ                   |
|              | + |  | 肥料     | 塩化カリウム                  |
|              |   |  |        | NK化成肥料                  |
|              |   |  | 農業生産資材 | アセタミプリド水溶剤（顆粒）          |
|              |   |  |        | フルアジナム水和剤SC             |
|              | - |  | 農産物    | イミノクタジン酢酸塩液剤            |
|              |   |  |        | クロラントラニプロール・プロベナゾール粒剤   |
|              |   |  |        | クロチアニジン・イソチアニル粒剤        |
|              |   |  |        | イミダクロプリド・スピノサド・イソチアニル粒剤 |
|              | - |  | 畜産     | シハロホップブチル・ベンタゾン液剤ME     |
|              |   |  |        |                         |
|              |   |  |        |                         |
|              |   |  |        |                         |
|              | - |  | 稲わら    |                         |
|              |   |  |        |                         |
|              |   |  |        |                         |
|              |   |  |        |                         |

注：網掛け部分は価格のみ調査品目である。

#### (2) 類別ウェイトの作成基データの変更

従前、農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果により作成していた類別ウェイトについて、令和2年基準からは、組織法人経営体を含む「全農業経営体」を対象とした結果を基に作成することとした（図2参照）。

図2 類別ウエイトの作成基データの変更



注：組織法人とは、農事組合法人及び会社組織による経営体をいう。

### (3) 流通実態を踏まえた調査客体の追加

近年の農産物における市場外流通の拡大や農業生産資材に係る販売チャネルの多様化を調査結果に反映するため、農産物生産者価格調査では市場外流通客体を、農業生産資材価格調査では農協以外の客体を追加した。

## 5 利用上の注意

### (1) 統計表に使用した記号

統計表に使用した記号は、次のとおりである。

- 「0.0」：増減がないもの
- 「－」：事実のないもの
- 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
- 「…」：未発表のもの
- 「nc」：計算不能

### (2) 本調査の全国平均価格について

本調査の全国平均価格（消費税を含む。）は、指数算定上の基礎資料として作成しているもので、調査銘柄等の変更に伴い価格の連続性が保てないこともあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、本調査の価格指数を算定する際も、消費税を含んだ価格を用いている。

### (3) 遅延調査票について

提出期限後に提出された過月分調査票（遅延調査票）について、毎月の概数値の公表の集計に間に合わない場合は、確定値として公表する際に、集計に含める。

### (4) 転載について

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和5年農業物価統計—令和2年基準—」（農林水産省）による旨を記載してください。

### (5) ホームページ掲載案内

本統計のデータについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「農業物価統計調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の

統計表を掲載します。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/#r> 】

## 6 利活用事例

- (1) 農畜産物の生産者に支払う補給金等の算定のための資料
- (2) 食料自給率（生産額ベース）の算定のための資料
- (3) 農業総産出額を算出するための資料
- (4) 農業・食料関連産業の経済計算における農業生産額算出のための資料
- (5) 国民経済計算（内閣府）において実質値を求めるためのデフレーター  
に活用

## 7 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電 話：（代表）03-3502-8111 内線（3633）

（直通）03-3502-5653

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記お問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】